

投票総数 20票

うち 継続審査賛成 11票

反対 9票

以上のとおり賛成多数であり、継続審査と決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 平成17年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、休日診療所の12月30日における診療の廃止及び地方自治法の改正に準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、健康課長からは、12月30日における診療について、市内のほとんどの開業医と公立置賜総合病院が診療日としていることから、当該日の診療を廃止する、また地方自治法の改正に準拠して、第9条の管理委託を削除し、第10条を第9条とするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、管理委託の部分を削除するのは指定管理者制度の導入に伴うものだと思うが、医師との契約はどういうふうになるのかとの質疑がなされ、健康課長からは、医

師派遣業務については一部業務委託という形になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市内で開業医がふえてきて日曜・祭日に診療したいという開業医が出てくるのではないかと思うが、そのような動きは見られるかとの質疑がなされ、健康課長からは、休日診療所が開設される前は開業医が輪番制で開業していたが、市民にはわかりにくく、休日診療所1カ所で診療を行えば住民にも周知ができ、より運営もいいのではないかという経過もあり、今のところ医師会から日曜・祭日の開業ということは聞いていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、附則で条例改正の施行は本年10月1日だが、第9条を削り第10条を第9条とする改正規定の施行が平成18年4月1日なのはなぜかとの質疑がなされ、健康課長からは、本年12月30日に休日診療所を開かないために条例施行は本年10月1日としており、第9条の部分については、条例と契約書の内容が食い違わないように平成18年4月1日としたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第63号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

議案第63号の1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

### 予算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。

(小関勝助予算特別委員長登壇)

○小関勝助予算特別委員長 今定例会におきまして予算特別委員会に付託になりました、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号を初め、特別会計補正予算3件の合計4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る9月16日に開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われたところであります。その詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について申し上げることを省略させていただきますようお願い申し上げます、後刻会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第66号

平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑などについて十分意を用いられ事務の執行に当たられるよう希望を申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号から日程第11、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの以上4件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第65号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。議案第65号の1件について予算特別委員長の報告は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに